

2022年8月31日

受益者の皆様へ

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

**「テンプルトン・グローバル株式ファンド」
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別の御引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「テンプルトン・グローバル株式ファンド」につきまして、2022年11月28日をもって信託終了（繰上償還）を予定しておりますので、ご案内申し上げます。

受益者の皆様におかれましては、このたびの信託終了（繰上償還）につきまして、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

電話番号 03-5219-5940

(受付時間：土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)

1. 信託終了（繰上償還）を行う理由

2007年2月23日に当初設定いたしました「テンプレートン・グローバル株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）は、テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッドが運用する3つの外貨建て投資信託証券（投資対象ファンド）を通じて、主として世界各国の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行って参りました。

しかしながら、2022年6月末現在の受益権口数は約4.8億口と投資信託約款に定められた信託終了（繰上償還）の基準である5億口を下回っている状況となっており、信託を終了（繰上償還）することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、信託終了（繰上償還）の手続きを取らせていただくことといたしました。

2. 信託終了（繰上償還）の日程および手続きについて

(1) 日程

①新聞公告日 （日本経済新聞の朝刊に掲載）	2022年8月31日（水）
②異議申立期間	2022年8月31日（水）～2022年10月11日（火）
③繰上償還実施の可否の決定日	2022年10月12日（水） *繰上償還実施の可否は弊社ホームページに掲載いたします。
④買取請求期間	2022年10月20日（木）～2022年11月8日（火）
⑤信託終了（繰上償還）予定日	2022年11月28日（月）
⑥償還金支払開始日（予定）	2022年11月29日（火）

(2) 手続き

この信託終了（繰上償還）につきましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および投資信託約款の規定に基づき、異議申立を受け付けます。

①ご異議がない場合

この信託終了（繰上償還）についてご異議のない場合、特段のお手続きは不要です。

②ご異議がある場合

2022年8月31日現在の受益者の方は、上記の異議申立期間中、委託会社であるフランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社に対し、書面にてこの信託終了（繰上償還）についての異議申立を行うことができます。

上記の異議申立は、2022年8月29日以前に取得申込みを行い2022年8月31日時点において引続き保有している受益権が対象となりますのでご了承ください。

(3) 信託終了（繰上償還）の決定

異議申立を行った受益者の保有する受益権の合計口数が、2022年8月31日現在の当ファンドの受益権の総口数の2分の1を超えない場合、2022年11月28日に信託を終了（繰上償還）いたします。

異議申立を行った受益者の保有する受益権の合計口数が、2022年8月31日現在の当ファンドの受

益権の総口数の2分の1を超えた場合、信託終了（繰上償還）はいたしません。この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を、速やかに日本経済新聞にて公告し、これらの事項を記載した書面を受益者の皆様に交付いたします。

異議申立の結果は、異議申立期間終了後、弊社のホームページ等にてお知らせいたします。

弊社ホームページのアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

3. 異議申立の方法について

当ファンドの信託終了（繰上償還）に対し、ご異議のある受益者の方は、書面（官製はがきまたは封書等）に以下の内容をご記入の上、2022年10月11日必着で、フランクリン・templトン・ジャパン株式会社までご郵送ください。

なお、この信託終了（繰上償還）に対し、ご異議のない受益者の方につきましては、特段のお手続きは不要です。

(1)宛先

〒100-6536 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビル36F
フランクリン・templトン・ジャパン株式会社 商品開発部

(2) ご記入いただく内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 郵便番号、ご住所② 受益者の氏名または名称および捺印③ 電話番号（日中のご連絡先）④ 当ファンド名⑤ 取扱販売会社、取引店名、口座番号⑥ 2022年8月31日現在の保有口数⑦ 異議ある旨（例：「上記ファンドの繰上償還について異議を申し立てます。」） |
|--|

※複数口座をお持ちの方は、保有するすべての取引店名、口座番号をご記入ください。

※保有する受益権の口数確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行う場合があります。その際、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

※ご記入内容に不備等がある場合には、ご異議のお申し出を受付できなくなる場合がありますので、ご留意ください。

4. 異議申立受益者の買取請求手続きについて

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、ご異議のお申し出をされた受益者の方は、保有する当ファンドの受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行（三菱UFJ信託銀行株式会社）に対し、信託財産による買取請求を行うことができます。

なお、ご異議のお申し出をされた受益者の方が必ず買取請求しなければならないわけではありません。引き続き、信託終了（繰上償還）予定日まで保有していただくことも、通常の換金のお申込みをしていただくこともできます。

(買取請求手続き)

買取請求期間：2022年10月20日～2022年11月8日

- ①ご異議のお申し出をされた受益者の方に対して「買取請求のご案内」を発送
- ②買取請求必要書類をご記入のうえ、取扱販売会社の取引店へ買取請求必要書類のご提出
- ③取扱販売会社から委託会社を通じて受託銀行へ買取請求必要書類の送付
- ④受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取の実行
- ⑤受託銀行からご指定の銀行口座への買取代金の振込み

【買取請求手続きに関するご留意事項】

- ・前記の買取請求は、信託終了（繰上償還）にご異議のお申し出をされた受益者の方が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行う買取請求ではありません。
- ・買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額（前記④で受託銀行が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額）とさせていただきます。
- ・お支払い手続きに関して、受託銀行へ個人番号（マイナンバー）または法人番号および本人確認書類等の提出が必要となりますのでご承知おきください。
- ・以上のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには通常の換金よりも日数を要する可能性があるほか、買取代金のお振込みに要する費用（買取代金の振込手数料）は買取請求を行う受益者の方の負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・前記買取請求期間中であっても、取扱販売会社において通常の換金のお申込みを行うことができます。

5. 取得申込みおよび換金申込みの受付について

2022年11月28日に信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、2022年10月21日以降の取得申込みの受付を中止させていただきます。また、換金申込みについては、2022年11月22日まで取扱販売会社において受け付けます。なお、取扱販売会社によっては、異なる取扱いとなる場合がありますので、詳しくは、取扱販売会社にお問い合わせください。

以上

※個人情報の取扱いに関して

ご異議のお申し出に際していただいた内容（個人情報）は、この度の信託終了（繰上償還）に関する異議申立の受益権口数の管理および買取請求の手続きを行うために利用いたします。また、当該個人情報は、異議申立の手続きを行うにあたり、弊社、販売会社および受託銀行の間で共有させていただくことがありますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。